

第3回大和川流域懇談会

大和川水系河川整備計画（国管理区間）に基づく事業等の
進捗点検（令和元年度～令和3年度）に関する報告書

令和4年 11月 14日

大和川水系河川整備計画

進捗点検結果

(点検期間 令和元年度～令和3年度)

【河川改修】

	実施内容	実施状況	備考
大和川 下流	高規格堤防整備事業	43% 3.0km/6.9km	整備延長 左岸:3.1km 右岸:3.8km
	河道掘削	73% 10.4万m ³ /14.3万m ³	
	築堤	100% 1120m/1120m	
	耐震	100% 800m/800m	
	堤防強化 (浸透・浸食)	78% 7箇所/9箇所	
大和川 上流	河道掘削	24% 8.3万m ³ /34万m ³	
	築堤	17% 200m/1200m	
	堤防強化 (浸透・浸食)	86% 6箇所/7箇所	
	大和川遊水地	0% ※現在、3箇所（保田地区、窪田地区、三代川地区）で事業実施中	内水を取り込むハイブリッド型遊水地を整備
佐保川	河道掘削	19% 3.0万m ³ /15.5万m ³	
	築堤	42% 300m/720m	
	堰改築	25% 1箇所/4箇所	
	堤防強化(浸透・侵食)	100% 2箇所/2箇所	
曾我川	堤防強化(浸透)	100% 1箇所/1箇所	
-	危機管理型ハード対策	100% 8箇所/8箇所	

【環境】

実施内容	実施状況	備考
連続性確保	33% 2箇所/6箇所	
瀬・淵の再生	53% 17箇所/32箇所	
水際環境の保全	58% 10.4km/17.8km	

【亀の瀬地すべり対策】

実施内容	実施状況	備考
排土工	100% 30000m ³ /30000m ³	
鋼管杭工	18% 10本/56本	

治水

<目標>

昭和57年8月洪水と同規模の洪水が発生しても、洪水はん濫による浸水被害を防止し、内水による浸水被害を軽減するために、洪水調節施設の整備や堤防整備、河道掘削を行うとともに、浸透・侵食・地震に対する安全性を強化する。

また、超過洪水への対策として高規格堤防を整備する（P3-5～3-7）

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
1	量的整備	<ul style="list-style-type: none">・大和川遊水地事業の進捗状況・築堤の進捗状況・河道掘削の進捗状況	P4-1
2	質的整備（浸透・侵食対策）	<ul style="list-style-type: none">・堤防の浸透、侵食対策の進捗状況	P4-10
3	質的整備（地震・津波対策）	<ul style="list-style-type: none">・地震、津波対策の進捗状況	P4-12
4	超過洪水対策（高規格堤防整備）	<ul style="list-style-type: none">・高規格堤防の進捗状況	P4-13

実施方針

4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 量的整備 (P4-1)

大和川における治水の現状と課題及び治水対策の基本的な考え方を踏まえ、総洪水調節容量が概ね100万m³の遊水地を中流部の大和川本川沿い(30~36k)に整備し、流下能力が不足している箇所については、上下流・本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ河道整備を行う。

指標

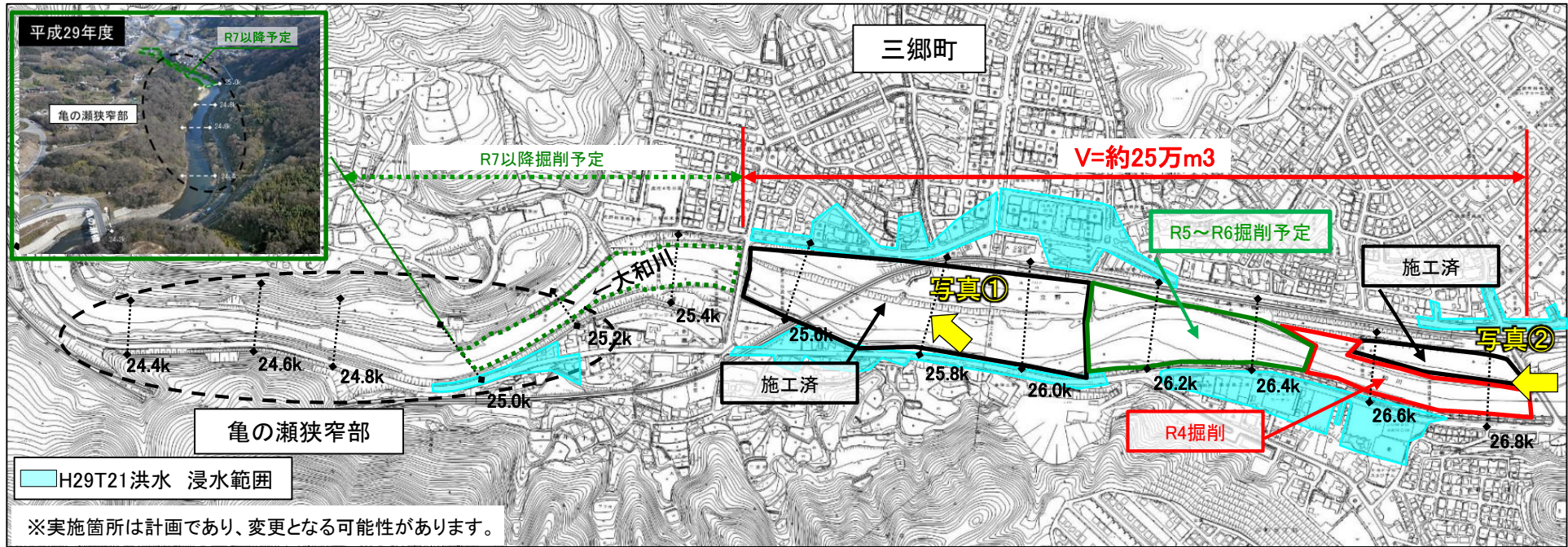
- ・大和川遊水地事業の進捗状況
- ・築堤の進捗状況
- ・河道掘削の進捗状況

実施状況



点検結果

- ・河道掘削は6地区のうち2地区で完了し、進捗は約34%。藤井地区、長安寺地区にH30年度から着手。
- ・築堤は8地区のうち3地区で完了し、進捗は約53%。三郷地区(右岸)はH30年度から着手。下三橋地区はR3年度から着手。
- ・大和川遊水地は5地区のうち保田地区をH30年度に用地取得完了しており、遊水地内掘削1000m³、周囲堤一部(L=140m)の整備が完了。窪田地区はH31年度に用地取得を完了した。また三代川地区をR3年度に用地取得に着手。

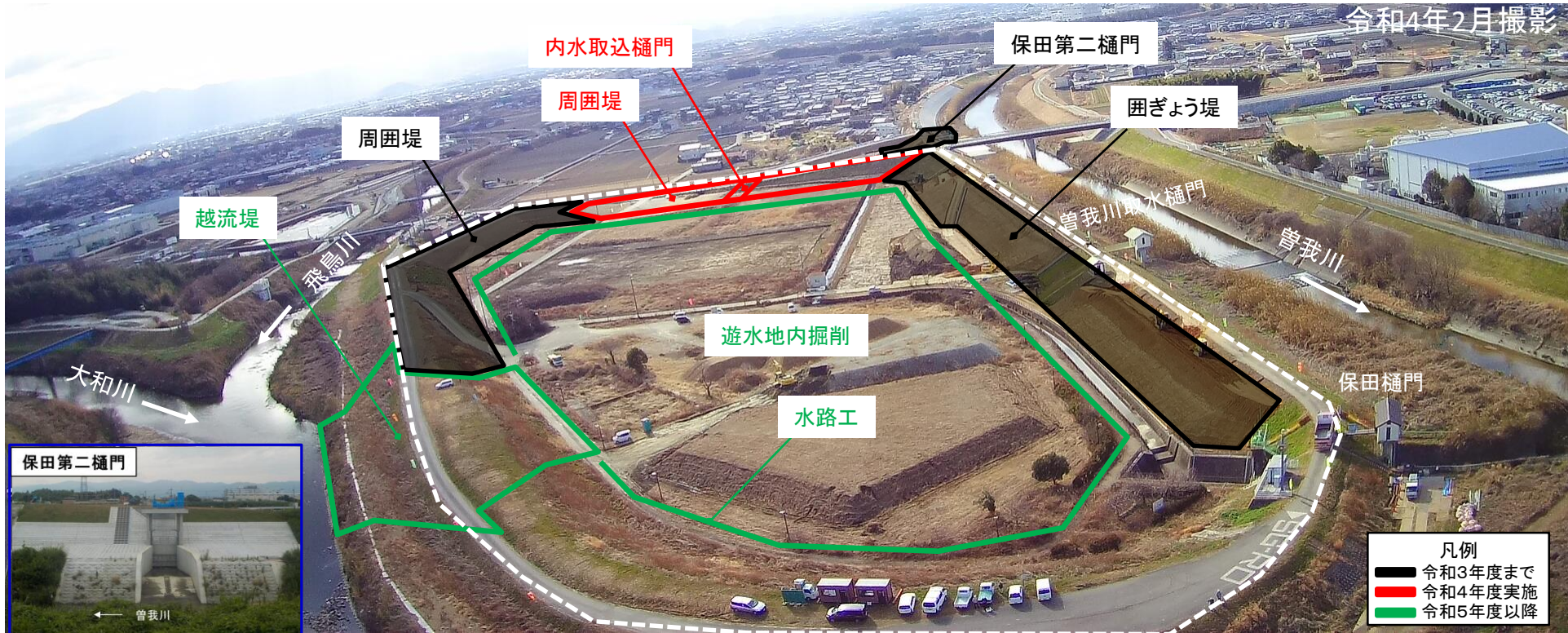


写真①



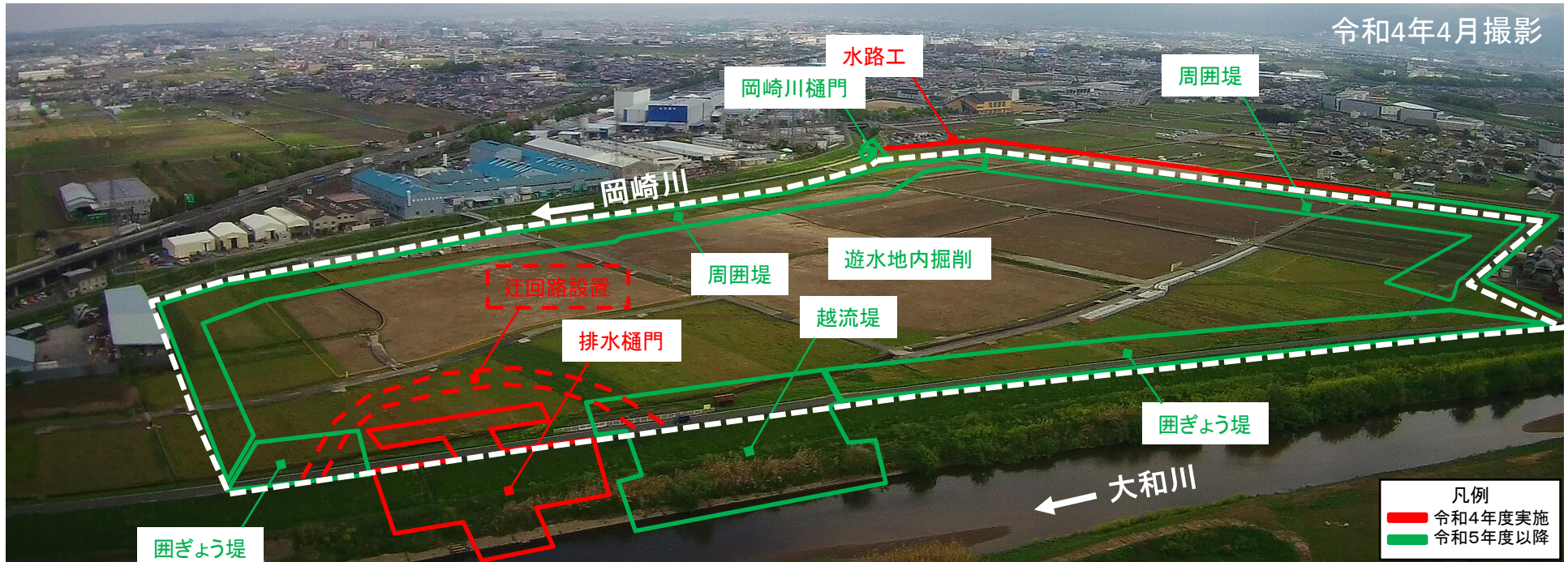
写真②





← 築堤状況 (令和3年12月撮影)





現場状況



掘削状況
 (令和3年12月撮影)

築堤状況
 (令和4年3月撮影)



堰撤去前



堰撤去完了



河道掘削前



【整備内容(R4.3末)】

- ・長安寺井堰の撤去 : 完了
- ・護岸整備(低水護岸) : 300m/300m (100%)
- ・護岸整備(高水護岸) : 200m/260m (77%)
- ・河道掘削 : 約3万m³/3.6万m³(83%)

指標

堤防の浸透、侵食対策の整備状況

実施方針

4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

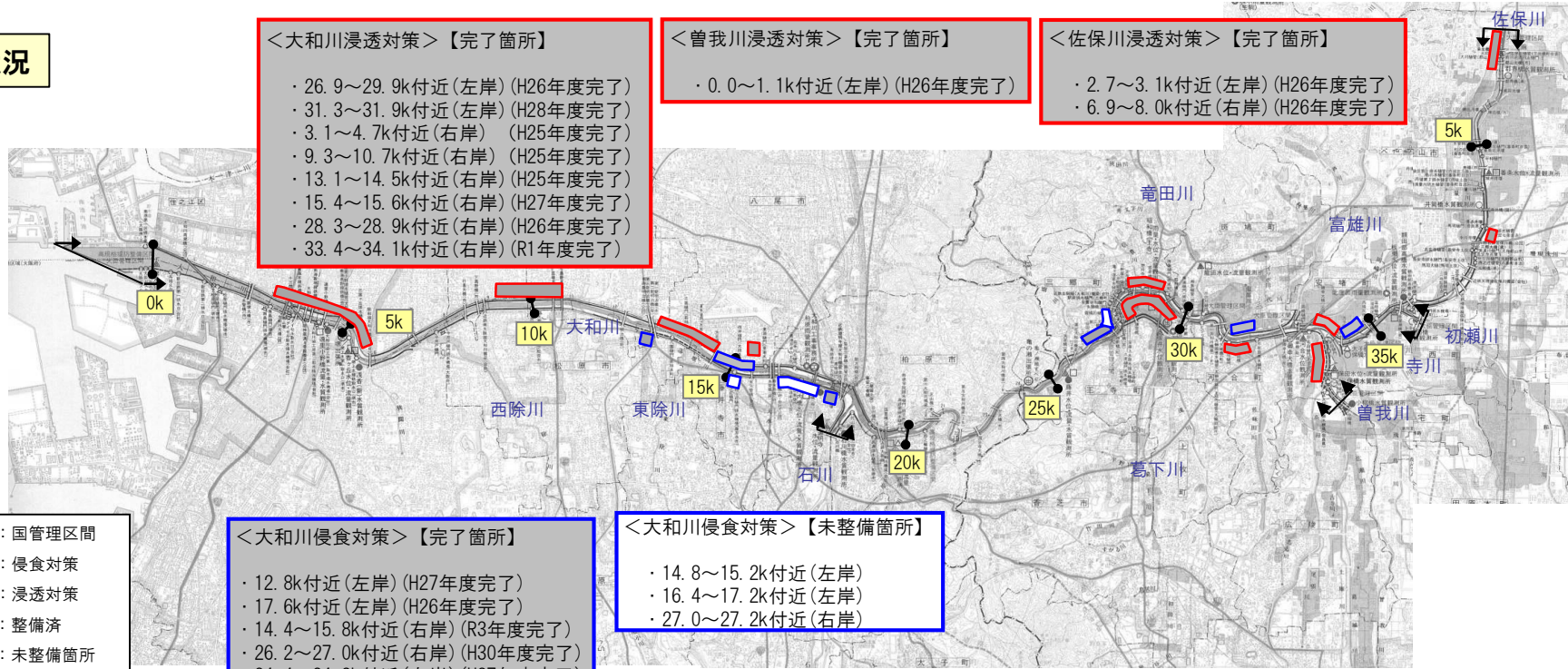
(2) 河川管理施設の質的整備

1) 堤防の浸透・侵食対策（P4-10）

堤防の計画高水位以下の流水がもたらす浸透と侵食の作用に対して、これまでに実施した点検結果及び背後地の社会条件等を考慮し、安全性が確保されていない箇所について、堤防強化を実施する。

実施状況

- <大和川浸透対策>【完了箇所】**
 - ・ 26.9～29.9k付近(左岸)(H26年度完了)
 - ・ 31.3～31.9k付近(左岸)(H28年度完了)
 - ・ 3.1～4.7k付近(右岸)(H25年度完了)
 - ・ 9.3～10.7k付近(右岸)(H25年度完了)
 - ・ 13.1～14.5k付近(右岸)(H25年度完了)
 - ・ 15.4～15.6k付近(右岸)(H27年度完了)
 - ・ 28.3～28.9k付近(右岸)(H26年度完了)
 - ・ 33.4～34.1k付近(右岸)(R1年度完了)
- <曾我川浸透対策>【完了箇所】**
 - ・ 0.0～1.1k付近(左岸)(H26年度完了)
- <佐保川浸透対策>【完了箇所】**
 - ・ 2.7～3.1k付近(左岸)(H26年度完了)
 - ・ 6.9～8.0k付近(右岸)(H26年度完了)



- <大和川侵食対策>【完了箇所】**
 - ・ 12.8k付近(左岸)(H27年度完了)
 - ・ 17.6k付近(左岸)(H26年度完了)
 - ・ 14.4～15.8k付近(右岸)(R3年度完了)
 - ・ 26.2～27.0k付近(右岸)(H30年度完了)
 - ・ 34.4～34.8k付近(右岸)(H27年度完了)

- <大和川侵食対策>【未整備箇所】**
 - ・ 14.8～15.2k付近(左岸)
 - ・ 16.4～17.2k付近(左岸)
 - ・ 27.0～27.2k付近(右岸)

※整備箇所は精査の結果、河川整備計画策定時から変更している。

点検結果

- ・ 浸透対策は11箇所のうち、11箇所完了。
- ・ 調査の結果、整備計画記載の浸透対策のうち、大和川左岸2.5～3.7k、4.1～4.5kは対策不要と判断し、新たに大和川右岸15.4～15.6k付近は対策が必要であることが判明し追加。
- ・ 侵食対策は8箇所のうち、5箇所で完了し進捗は63%。
- ・ 調査の結果、整備計画記載の侵食対策のうち、大和川左岸18.6k付近、29.0k付近、34.0k付近、大和川右岸14.2k付近、29.4k～29.8k付近、31.2～32.2k付近、佐保川右岸1.6k付近は対策不要と判断し、新たに大和川右岸14.4～15.8k付近、16.4～17.2k付近、27.0～27.2k付近の対策が必要であることが判明し追加。

実施方針

4. 1. 1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(2) 河川管理施設の質的整備

2) 地震・津波対策 (P4-12)

地震対策については、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して照査を実施し、その結果に応じて必要な対策を行う。

津波対策については、「施設計画上の津波」に対して、河川管理施設が津波による背後地の被害を防護できるよう必要な対策を講じる。

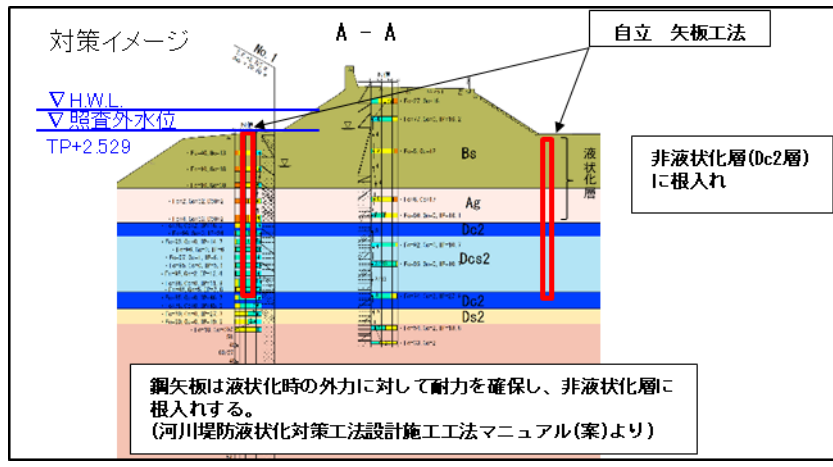
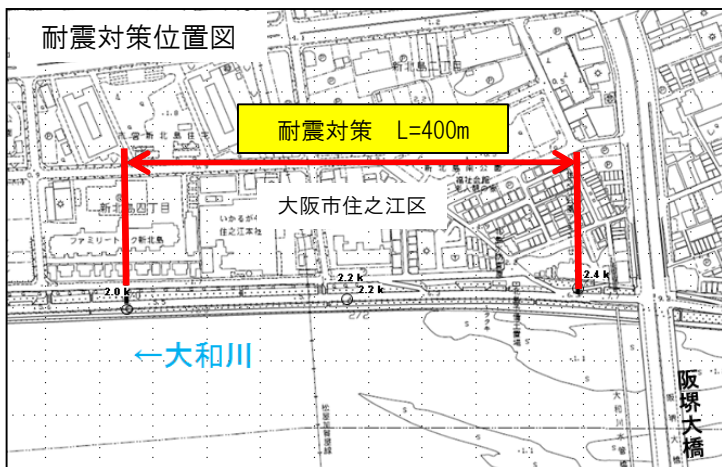
実施状況

堤防の耐震性能照査の結果※、大和川右岸2.0k~2.4kにおいて、所定の安全度を満足していないことから、大阪市住之江区西住之江（約400m）において、堤防の耐震対策を実施。

※L2地震による沈下後高（解析値）がL1津波を考慮した外水位（解析値）を下回ったため対策が必要と判断した。

指標

地震・津波対策の整備状況



点検結果

・平成27年度から令和3年度にかけて、対策工事を実施し、完了。

指標

高規格堤防の進捗状況

実施方針

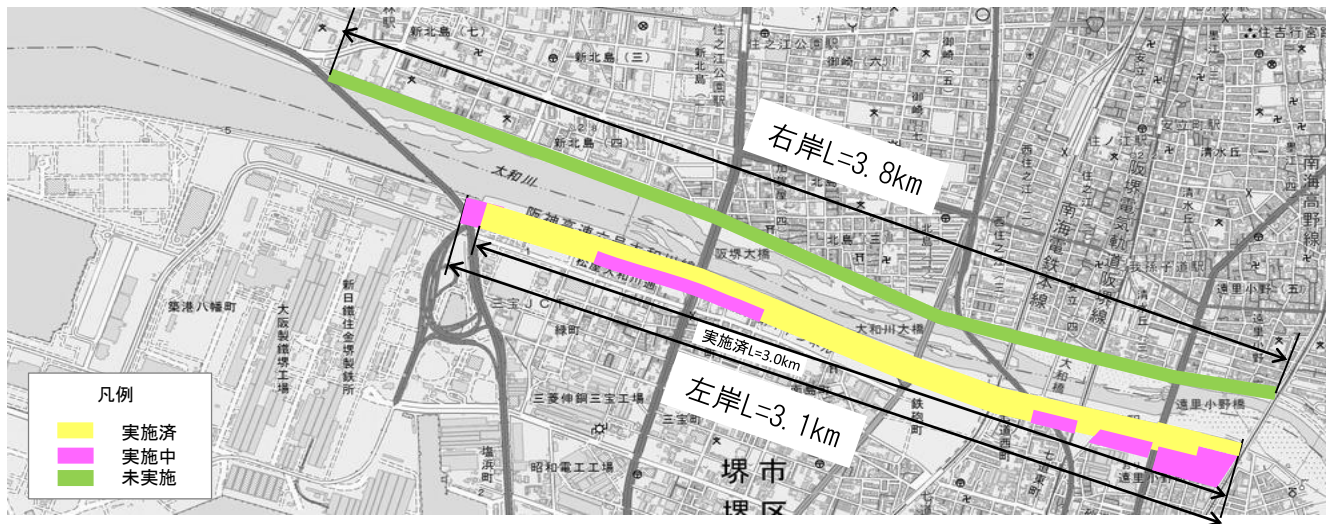
4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(3) 超過洪水対策（P4-13）

左岸側の阪神高速湾岸線橋梁付近～南海高野線橋梁付近で整備を進めている阪高大和川線地区は、引き続き事業を実施していく。右岸側の阪神高速湾岸線橋梁付近～南海高野線橋梁付近の区間については、関係機関と調整し、事業の計画を作成した区間について整備を行う。

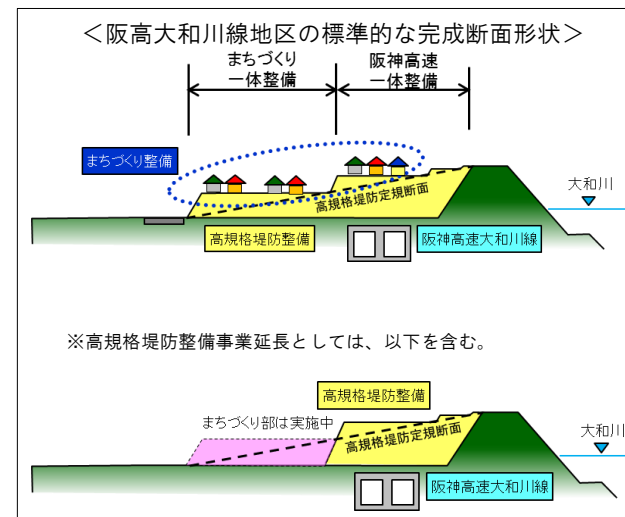
実施状況

大和川における高規格堤防の整備状況としては、全体延長6.9kmのうち事業区間3.1kmに着手。現在着手している大和川左岸大和川線地区では、整備延長3.0km（約97%）、整備面積25ha（約68%）が完了。



令和4年撮影
大和川左岸3K付近における高規格堤防の整備状況

大和川左岸 大和川線地区	実施済	実施済 (まちづくり部は実施中)	実施中
高規格堤防整備事業 延長進捗(3.1km)	3.0km(約97%)		0.1km(約3%)
まちづくり部を含む 面積進捗(36.5ha)	25ha(約68%)	11.5ha(約32%)	



点検結果

- ・高規格堤防は、阪高大和川線地区で阪神高速大和川線事業（令和2年3月28日全線開通）と一体的に事業を実施。
- ・引き続き、阪神高速大和川線事業や、堺市まちづくり事業と一体的に整備。
- ・右岸側の高規格堤防整備については、整備機会を逃さぬよう関係機関との協議を実施。

環境

<目標>

動植物の生息・生育・繁殖環境を確保できる自然環境の保全、再生や連続性の確保に努めるとともに、地域の歴史等と調和した河川景観や水辺空間の維持・形成に努める。

また、流域一体となった水質改善を進め、自然環境等との調和を図りながら自然との交流を育む場としての利用推進を図る。(P3-9～3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
5	連続性確保	・ 既設の堰・落差工の魚道整備状況 ・ モニタリングによる遡上状況	P4-15 P4-16
6	多様な水域環境、水際植生の保全、再生	・ 瀬、淵や水際植生の保全、再生の整備状況 ・ モニタリングによる生物種数	P4-16 P4-17
7	水質の保全	・ 水質改善状況 ・ 啓発活動参加者数	P4-17
8	河川環境の保全	・ 河川整備箇所における河川環境の保全状況 ・ モニタリングによる生物種数(※今回参考)	P4-14 P4-17 P4-27

実施方針

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 自然環境の整備と保全

1) 魚道の設置 (P4-15)、2) 大和川と支川や樋門樋管との落差解消 (P4-16)

大和川における上下流の連続性や川と流域との連続性を確保するため、魚類の遡上に課題のある堰や樋門樋管、支川合流部に落差がある箇所では魚道の設置や落差の解消に努める。

指標

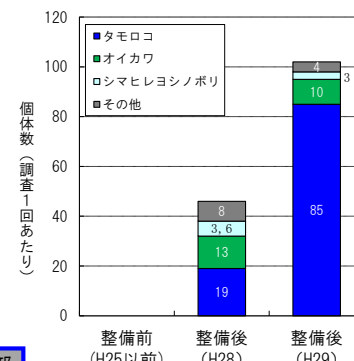
- ・ 既設の堰・落差工の魚道整備状況
- ・ モニタリングによる遡上状況

実施状況

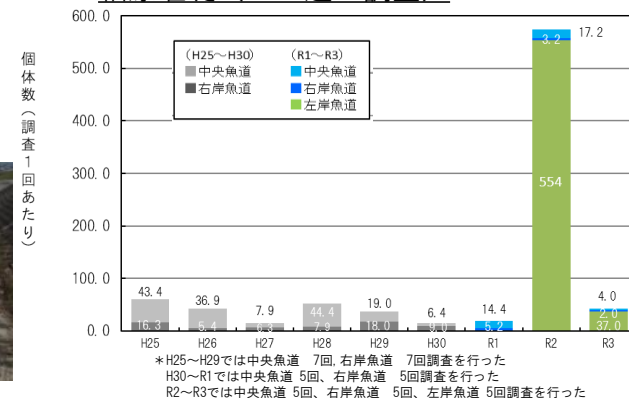
- ▲ : 魚道整備箇所 (堰)
- : 魚道整備箇所 (樋門樋管等)
- : 整備済箇所
- : 未整備箇所
- 青字 : R1~R3年度に実施した整備
- ▲ : 魚道既設箇所 (堰)
- ◀▶ : 堰 (魚の遡上可能)
- ◀▶ : 堰 (魚の遡上困難)
- ◀▶ : 堰 (改修事業箇所)

<モニタリング調査結果 (魚類遡上調査)>

珊瑚珠川合流部



柏原堰堤 (アユ遡上調査)



点検結果

- ・ 連続性確保は計画6箇所のうち2箇所完了し、進捗は約30%。
- ・ 平成26年度に魚道を整備した珊瑚珠川合流部でのモニタリング調査では、魚類の遡上を確認。
- ・ 令和元年度に左岸魚道を整備し柏原堰堤の整備は完了。左岸魚道整備後のR2~では左岸魚道にアユが遡上していることを確認。

指標

- ・水質改善状況
- ・啓発活動参加者数

実施方針

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
(4) 水質の保全 (P4-17)

BODのさらなる改善に加えて、透視度や水のにおい等の感覚指標や指標生物による改善目標の達成を目指し、関係機関の協力を得て引き続き流域一体となった発生源対策や下水道整備、住民に対する水環境改善意識の啓発等の水質保全対策に取り組む。

実施状況

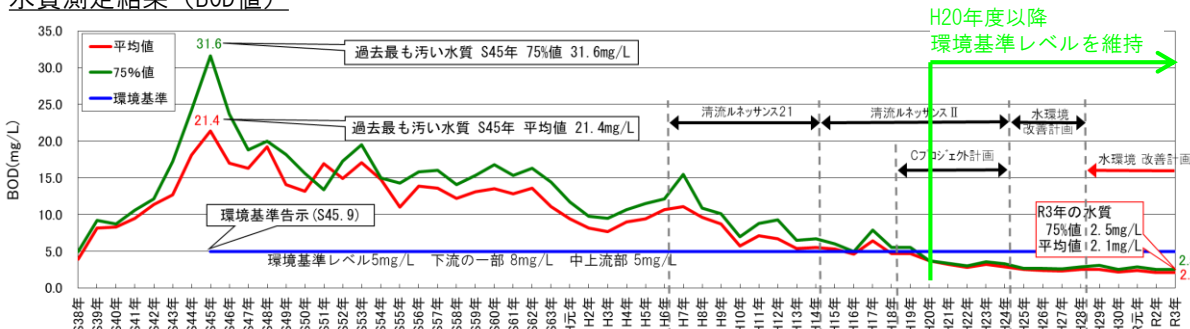
<水質改善>

- ・高度成長期に劣悪な水質(S45年 31.6mg/L)を呈していたが、流域の関係機関、住民等が連携・協働した取り組みを推進してきた結果、平成20年には大和川の環境基準地点8地点全てにおいてBODが環境基準を達成した。また、H20年以降は環境基準レベルを下回っており、R3年は2.5mg/L (75%値)となっている。

※基準点8地点:遠里小野橋(4.4k)、浅香(6k)、河内橋(17k)、国豊橋(19.4k)、藤井(25.4k)、御幸大橋(32.6k)、太子橋(34.2k)、上吐田(36.2k)

- ・生物指標から見た水質では、平成25年以降大きな変化はみられない。

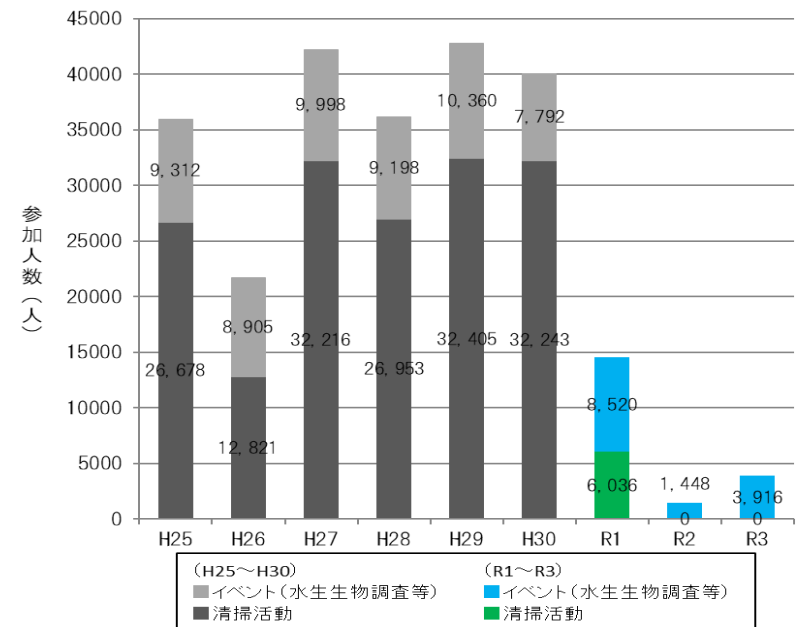
水質測定結果 (BOD値)



<啓発活動>

- ・流域一体となって水質の改善、保全の啓発活動を行っており、H27~H30年度は約4万人が参加した。毎年3月に実施している「大和川・石川クリーン作戦」等のイベントが、R1年度より新型コロナウイルス感染症対策のため中止および活動自粛となり、参加人数が例年より減少している。
- ・7年間の啓発活動により大和川の保全に寄与。

大和川水環境改善啓発活動の参加人数



指標生物の確認結果

青枠: R1~R3年度の確認結果

基準地点	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
御幸大橋	—	C	C	B	C	—	B	C	—
藤井	B	B	C	C	C	—	C	B	—
河内橋	B	A	B	C	B	B	C	B	B
浅香新取水口	B	D	B	B	B	B	B	B	C

※R3は暫定値
※「—」は調査なし、H25御幸大橋、H30御幸大橋、藤井、R3御幸大橋、藤井は悪天候のため未実施
※藤井H28、河内橋H27、H29、浅香新取水口H28、H28、H29、御幸大橋H28、H27を除き指標生物が見つからなかったため、採取した生物より学識者が判定した結果

水質評価	指標生物	水質評価	指標生物	
A きれいな水	ナミウスムシ	C きたない水	タニシ類	
	サワガニ		シマイシビル	
	ヒラタカゲロウ類		ミズムシ	
	カワゲラ類		ミズカマキリ	
	ヘビトンボ類		サカマキガイ	
	B ややきれいな水	ナガレトビケラ類	D きたない水	エラミミズ
		ヤマトトビケラ類		アメリカザリガニ
		ブユ類		ユスリカ類
		アミカ類		チョウバエ類
		ヨコエビ類		
カワニナ類				
コオニヤンマ				
コガタシマトビケラ類				
オオシマトビケラ				
ヒラタドロムシ類				
ゲンジボタル				

点検結果

- ・大和川の環境基準地点8地点、全てにおいてBODの環境基準を達成し、指標生物から見ると平成25年以降大きな変化はみられない。
- ・啓発活動の継続により、大和川の水質の保全に関心を持ってもらい、H27~H30年度において4万人近くの方が参加。

実施方針

- 4. 1. 2 河川環境の整備と保全に関する事項
 - (1) 河川工事の実施における配慮等 (P4-14) 、 (2) 自然環境の整備と保全 5) 干潟の保全、再生 (P4-17) 、 (3) 河川景観の保全 (P4-17)
- 4. 2. 6 河川環境の維持に関する事項 (P4-27)
 - 河道整備が必要な箇所については、河川環境、河口の干潟、河川景観への影響の低減を図るとともに、希少植物の保全対策等に努める。
 - また、河川水辺の国勢調査等による河川環境の変化を把握し、良好な自然環境を適切に保全する。

指標

- ・ 河川整備箇所における河川環境の保全状況
- ・ モニタリングによる生物種数 (※今回参考)

実施状況

＜施工前-現状 比較による環境保全確認＞

＜堤防強化箇所＞

(※施工個所で個体が自生)



＜堤防強化箇所＞

(※自生地周辺の土壌を保管)



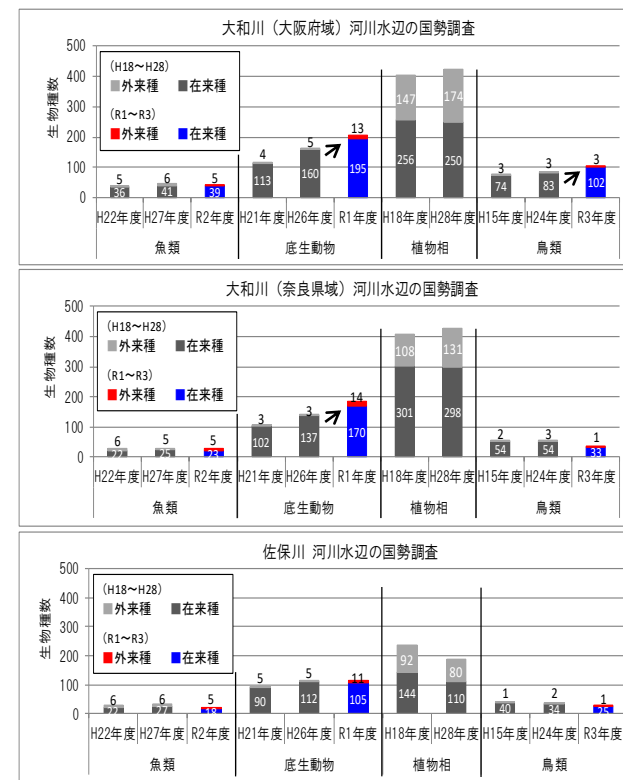
＜堤防強化箇所＞

(※絶滅危惧種に配慮した施工)



堤防強化箇所でヒキノカサ (※絶滅危惧種) を確認し移植を実施。
移植後、モニタリングによる経過観察を実施予定
※環境省RLの絶滅危惧Ⅱ類、近畿RDBのAランク、大阪府RDBの絶滅危惧Ⅰ類

＜河川水辺の国勢調査による生物種数変化＞
(※河川整備計画策定後の調査が少ないため参考)



点検結果

- ・ 河道整備箇所において施工前と現状を比較し、絶滅危惧種の保全ができていることを確認。
- ・ 今後、河川水辺の国勢調査の結果も踏まえ、河川環境の保全確認を点検。

維持

<目標>

河川の有する多様な機能を十分に発揮できるように調査、巡視・点検、維持補修等の維持管理を適切に行う。(P3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
9	河道維持（樹木伐採）	・ 樹木伐採の実施箇所、伐採面積	P4-19
10	河道維持（維持掘削）	・ 維持掘削の実施箇所、掘削量 ・ 河床変動状況の確認	P4-19
11	河川管理施設の維持管理	・ 補修実施箇所数	P4-20

指標

樹木伐採の実施箇所、伐採面積

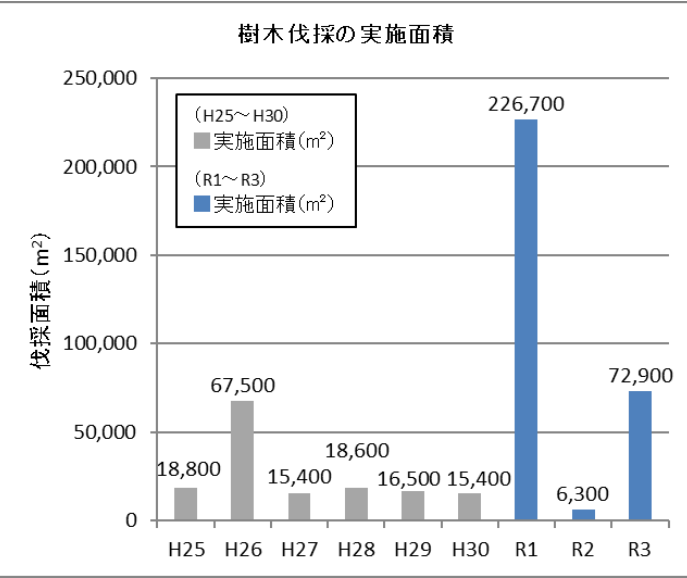
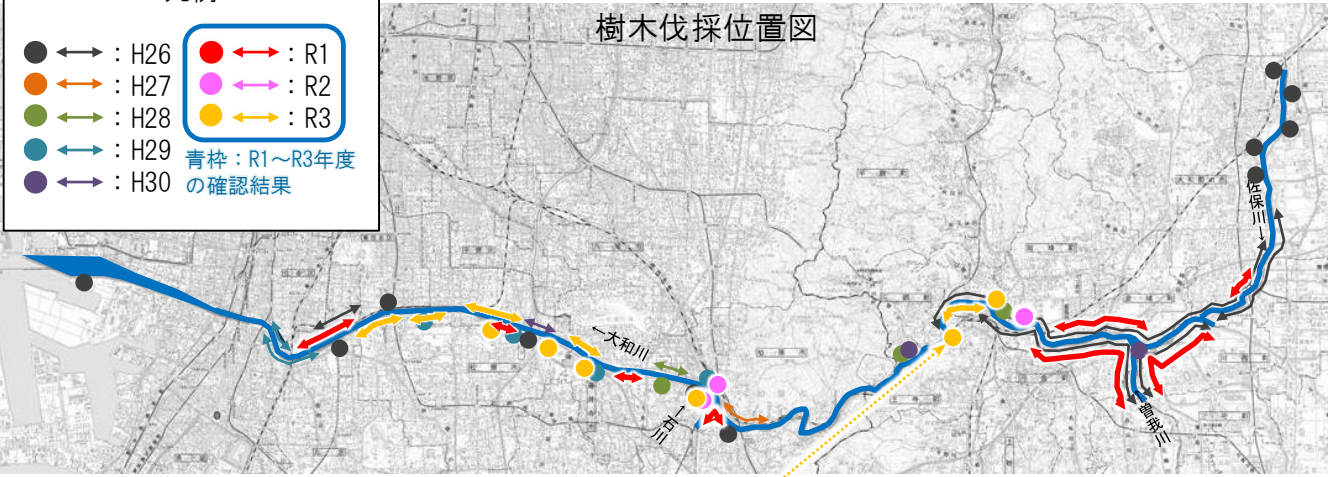
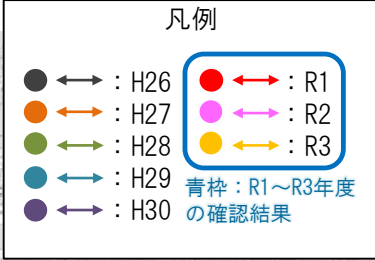
実施方針

4.2.2 河道の機能維持

(1) 樹木の伐採と管理 (P4-19)

洪水時に流水の阻害となる樹木群については、繁茂位置の状況、河道の状況を踏まえ、鳥類の繁殖環境を把握したうえで伐採等を実施し、河道内の流下能力の維持に努める。

実施状況



大和川左岸27.2k地点の伐木前後の状況 (令和3年度実施)

点検結果

- ・毎年樹木伐採をしており、令和元年度～令和3年度に305,900m²の範囲を実施。
- ・洪水時の水位上昇等治水上の支障とならないように、樹木の繁茂状況を定期調査や河川巡視により把握し、適切に維持管理を実施。

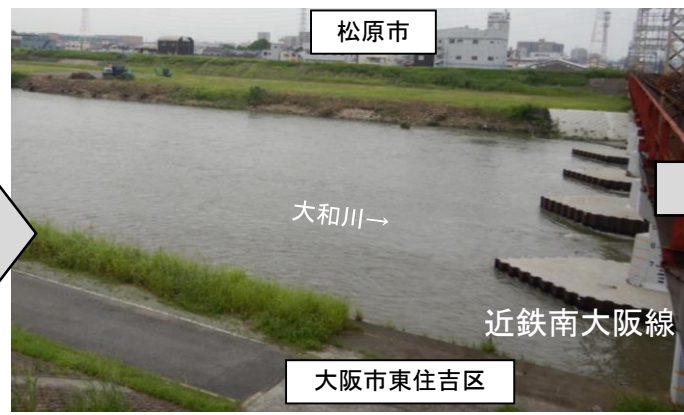
樹木伐採 (大阪府域)



【大和川天美北地区】



【施工前】令和2年5月撮影



【施工後】令和3年7月撮影



【施工後】令和4年11月撮影

【大和川北條地区】



【施工前】令和3年7月撮影



【施工後】令和4年2月撮影



【施工後】令和4年11月撮影

実施方針

4.2.2 河道の機能維持

(2) 河道内堆積土砂等の管理（P4-19）

河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が河川管理上の支障となる場合は河道掘削等、適切な河道管理を行う。

また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、ダムへの堆砂状況や経緯に関する情報の整理、土砂の生産源、生産量、州を形成している土砂の粒径等、土砂動態を把握する。

指標

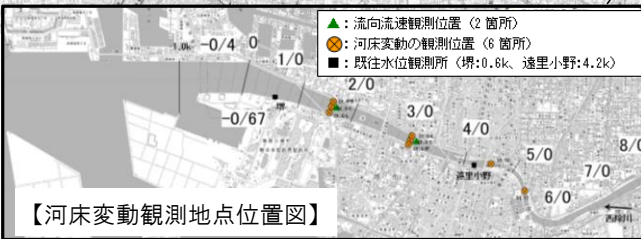
- ・維持掘削の実施箇所、掘削量
- ・河床変動状況の確認

実施状況

凡例

- H26
 - H27
 - H28
 - H29
 - H30
 - R1
 - R2
 - R3
- 青枠：R1～R3年度の確認結果

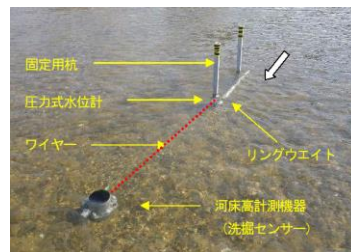
維持掘削位置図



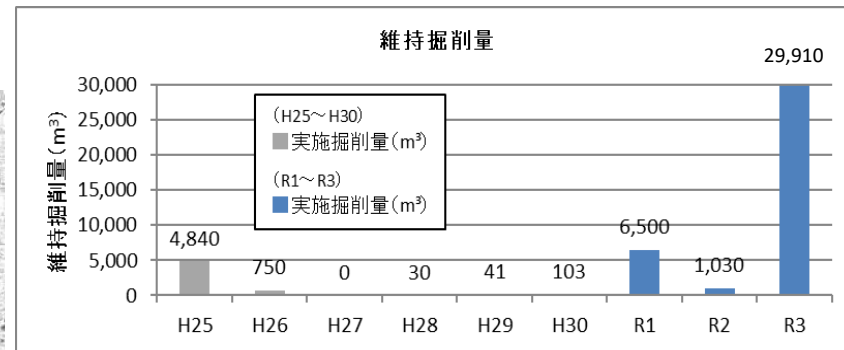
【河床変動観測地点位置図】

<河床変動観測>

- ・河口部の河床変動傾向を把握するため、洗掘センサーを設置し、洪水時の河床変化の観測。
- ・5年おきに河道の縦横断測量を実施し、堆積傾向や洗掘傾向の箇所を把握。



【観測機器の設置状況】

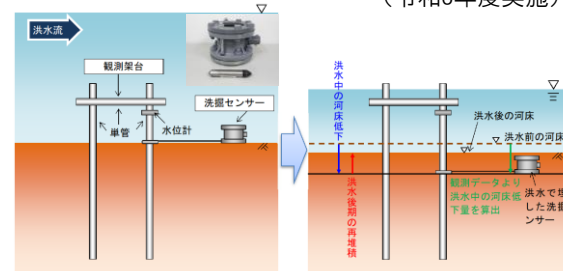


施工前(H29.5.23)



施工後(R3.12.9)

柏原市片山町地先 維持掘削状況 (令和3年度実施)



【洗掘センサーによる観測イメージ】

点検結果

- ・維持掘削は平成27年度を除き毎年実施しており、令和元年度～令和3年度で約37,400m³を掘削。
- ・今後も土砂の堆積状況に応じ、河川環境へ配慮（干潟や水際植生の保全等）し、維持掘削を実施。
- ・洗掘センサー（河口部のみ）や定期縦横断測量により堆積傾向や洗掘傾向の箇所を把握。

指標

補修実施箇所数

実施方針

4.2.3 河川管理施設の維持管理 (P4-20)

巡視・点検を計画的に実施することにより、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、異常が発見された場合は原因究明と適切な処置を講ずるとともに、維持補修、機能改善等を計画的に行い、常に良好な状態を保持する。

実施状況

- ・ 毎年、河川巡視や堤防点検及び樋門等の定期点検より発見された不具合箇所を対象に、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づき評価を実施。
- ・ 評価の結果、予防保全段階や要監視段階に位置付けられた箇所を順次補修。
- ・ その他観測施設や機械施設等も定期的に点検を行い、不具合が見つければ補修。

平成25年度以降の補修箇所

評価段階	補修箇所※		
	堤防	護岸	樋門・樋管等
措置段階 (d評価)	該当なし (該当なし)	10箇所 (0箇所)	該当なし (該当なし)
予防保全段階 (c評価)	7箇所 (42箇所)	12箇所 (20箇所)	19箇所 (0箇所)
要監視段階 (b評価)	13箇所 (339箇所)	8箇所 (253箇所)	3箇所 (18箇所)
合計	20箇所 (381箇所)	30箇所 (273箇所)	22箇所 (18箇所)

※ () : R3年度の経過監視箇所

参考 (「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領、H29.3・国土交通省」より)

【d: 措置段階】

- ・ 河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態

【c: 予防保全段階】

- ・ 河川管理施設の機能に支障は生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態。

【b: 要監視段階】

- ・ 河川管理施設の機能に支障は生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態等

【a: 異常なし】

- ・ 目視できる変状がない。



護岸点検状況 (d評価)

堤防護岸の破損のため補修が必要



護岸点検状況 (b評価)

張ブロックの沈下、破損は部分的であり、大きな進行が見られないため経過観察



補修前



補修後

護岸補修工事を実施(令和3年度)

点検結果

- ・ 堤防は平成25年度以降、20箇所 (「c評価 7箇所」 + 「b評価 13箇所」) の補修を実施。
- ・ 護岸は平成25年度以降、30箇所 (「d評価 10箇所」 + 「c評価 12箇所」 + 「b評価 8箇所」) の補修を実施。
- ・ 樋門・樋管等は平成25年度以降、22箇所 (「c評価 19箇所」 + 「b評価 3箇所」) の補修を実施。

危機管理

<目標>

自助・共助・公助の機能を強化するための流域全体にわたるソフト対策を関係機関と連携して行うとともに、洪水等による被害・水難・水質事故等の危機管理対策を実施する。

また、亀の瀬狭窄部においては、地すべりによる河道閉塞等の発生を抑え、監視、調査、危機管理を行い、高潮においては、被害最小化に向けた取組を行う。(P3-8)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
12	関係機関との連携	・ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催、取組状況	P4-22 P4-23 P4-25
13	危機管理型ハード対策	・ 危機管理型ハード対策の進捗状況	P4-25
14	亀の瀬狭窄部における危機管理対策	・ 危機管理対策実施状況	P4-24
15	災害・事故対策	・ 資機材の備蓄 ・ 啓発活動	P4-25 P4-26
16	内水被害軽減のための支援	・ 大和川流域水害対策協議会の開催状況 ・ 樋門の遠隔化状況	P4-1 P4-10 P4-23

実施方針

- 4.2.4 危機管理に関する事項
- (1) 河川情報の収集・伝達 (P4-22)、(2) 水防活動の支援 (P4-23)、
 - (6) 住民による自主避難や地方公共団体による避難誘導の支援 (P4-25)
- 緊急時における河川巡視等による堤防等の状況や雨量・水位等の河川情報を適切に収集し、情報伝達手段の拡充を図ることで、地方公共団体や水防団へ情報共有を行う。
- 住民の自主避難や避難誘導を図るため、地方公共団体による洪水ハザードマップの整備への浸水予測データの提供等、適切な支援を行う。

指標

大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催、取組状況

実施状況

	大規模氾濫に関する減災対策協議会（流域治水部会含む） 開催内容・取組内容
H28	・大阪府域と奈良県域それぞれで協議会を設立。 ・（避難）（防ぐ）（回復）の3本柱を設定し、減災に係る取組方針を策定。
H29	・平成28年8月台風10号等の一連の台風による豪雨災害を受けて、水防法改正に基づく協議会の設置、要配慮者利用施設における避難体制の構築、防災教育の促進等の取組を追加。
H30	・平成30年7月豪雨を受けて、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実、加速するため、多くの関係者に事前の備えと連携の強化を図る取組を追加。
R1	・平成31年1月改定の「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画のメニューを追加し、各機関は、ダム、ため池の管理者や重要インフラの機能確保など、地域の実需に応じた関係者も取り込み、情報の共有と連携の強化に係ることを確認。
R2	・近畿農政局、近畿中国森林管理局、環境省、奈良地方気象台がオブザーバーとして参加。大和川流域治水プロジェクトの方向性と取りまとめについて意見交換を実施。
R3	・マイ・タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練の促進や河川情報提供の充実といった重点実施項目の確認、令和7年を目標とした取組方針（案）についての意見交換を実施。流域治水プロジェクト（R4.3）の公表が了承された。

<国の取組>
(避難)

- ・危機管理型水位計を41基設置、河川監視カメラ（簡易型）を29台設置し、観測水位を川の水位情報（<https://k.river.go.jp/>）に掲載。
- ・ホットラインにより事務所から市町へ情報提供を実施。
- ・ハザードマップ作成の支援を実施。
※ハザードマップは、平成27年水防法改正以降、19市町/19市町で更新済
- ・関係機関と重要水防箇所共同点検を実施。



佐保川左岸4.8k（平和樋門）河川監視カメラ（簡易型）の設置状況



重要水防箇所合同 巡視（三郷町勢野西地先）



柏原市立国分小学校での防災教育

協議会は、関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年に設立され、地方気象台や府県、沿川市町村、事務所で構成。



上流部減災対策協議会（Web）



下流部減災対策協議会

点検結果

- ・情報共有を適切に行っており、ハザードマップの作成や防災教育、水防活動等支援を実施。
- ・減災対策協議会で定めた取組目標達成に向けて、関係機関と減災に関わる情報共有や意見交換を実施。
- ・危機管理型水位計を41基設置、河川監視カメラ（簡易型）を29台設置し、洪水時には川の水位情報で水位の状況を提供。

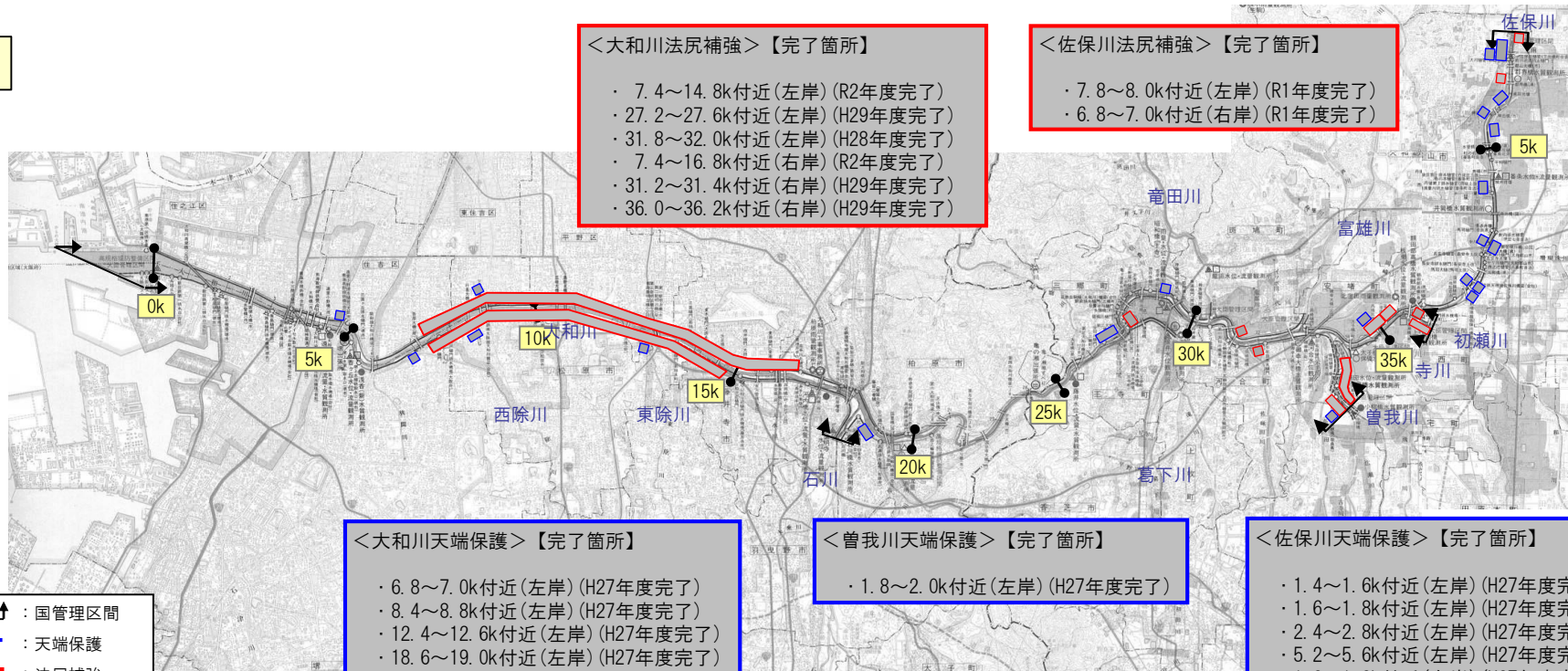
実施方針

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害等を受け、平成27年12月11日に『水防災意識社会 再構築ビジョン』が策定されました。
- この答申を踏まえて、大和川河川事務所では越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を推進すべく、「危機管理型ハード対策」として、堤防天端保護や堤防法尻補強を実施します。

指標

危機管理型ハード対策の整備状況

実施状況



<大和川法尻補強>【完了箇所】

- ・ 7.4～14.8k付近(左岸)(R2年度完了)
- ・ 27.2～27.6k付近(左岸)(H29年度完了)
- ・ 31.8～32.0k付近(左岸)(H28年度完了)
- ・ 7.4～16.8k付近(右岸)(R2年度完了)
- ・ 31.2～31.4k付近(右岸)(H29年度完了)
- ・ 36.0～36.2k付近(右岸)(H29年度完了)

<佐保川法尻補強>【完了箇所】

- ・ 7.8～8.0k付近(左岸)(R1年度完了)
- ・ 6.8～7.0k付近(右岸)(R1年度完了)

<大和川天端保護>【完了箇所】

- ・ 6.8～7.0k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 8.4～8.8k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 12.4～12.6k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 18.6～19.0k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 34.8～35.0k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 4.6～4.7k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 8.8～9.0k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 26.4～27.0k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 28.4～28.6k付近(右岸)(H27年度完了)

<曾我川天端保護>【完了箇所】

- ・ 1.8～2.0k付近(左岸)(H27年度完了)

<佐保川天端保護>【完了箇所】

- ・ 1.4～1.6k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 1.6～1.8k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 2.4～2.8k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 5.2～5.6k付近(左岸)(H27年度完了)
- ・ 1.6～1.8k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 2.6～2.8k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 3.8～4.2k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 5.6～5.8k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 6.0～6.4k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 7.4～7.6k付近(右岸)(H27年度完了)
- ・ 7.4～7.8k付近(右岸)(H27年度完了)

- ↑ : 国管理区間
- : 天端保護
- : 法尻補強
- : 整備済
- : 未整備箇所

点検結果

- ・ 法尻補強対策は8箇所のうち、8箇所完了。
- ・ 天端保護は21箇所のうち、21箇所完了。

指標

危機管理対策実施状況

実施方針

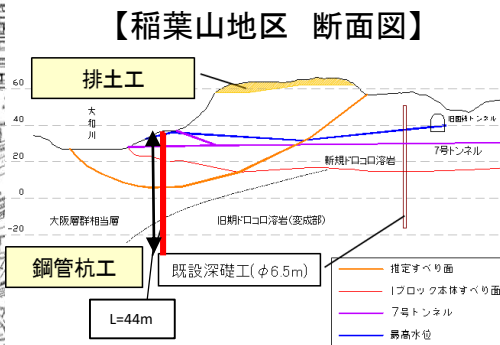
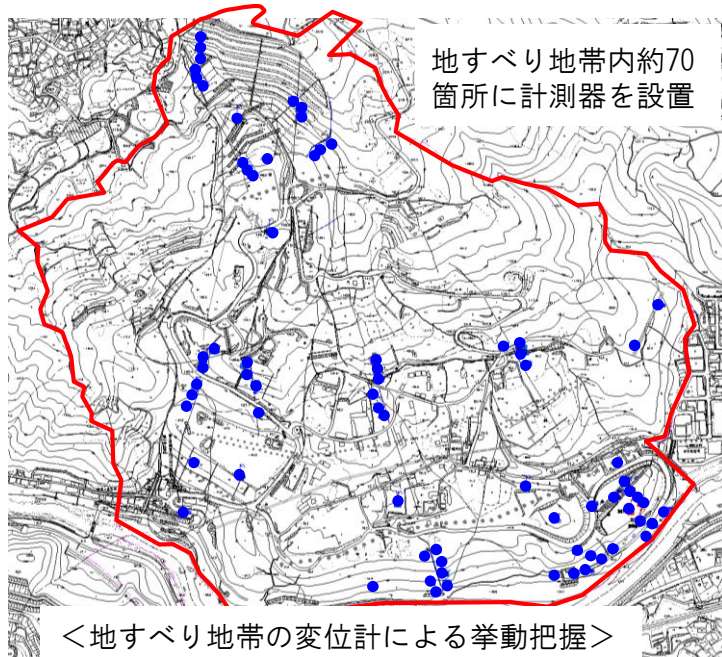
4.2.4 危機管理に関する事項

(4) 亀の瀬狭窄部における危機管理対策 (P4-24)

亀の瀬狭窄部では、地震による河道閉塞等の予期せぬ災害を想定して、地すべり防止区域管理者や関係機関と連携のもと適切な監視、調査等を行い、河道の閉塞による上流の被害や閉塞している土砂の決壊による下流の被害等がありうることも想定して危機管理対策を実施する。

実施状況

- 平成22年度末に主な対策工事を完了し、本体地すべりは現在沈静化。平成26年2月に開催された「亀の瀬地すべり防止工事効果判定委員会」において、『十分効果を発現している』と意見を頂く。
- 平成25年度に地すべり本体の一部である稲葉山において一部局所的な変位が生じ、平成27年度の「亀の瀬地すべり保全方策検討委員会」において、『急激な地すべり変動へ直ちに移行する可能性は低いが、今後も累積変動の継続が想定されるため対策が必要』と判断され、計画安全率を確保するため抑制工（排土工）や抑止工（鋼管杭工）を実施。
- 地すべり地帯内に計測器を設置して、常に変状の有無を監視。
- 豪雨や地震などによる河道閉塞発生を想定した危機管理体制等の構築のため、亀の瀬地すべり保全方策検討委員会等にて検討を実施。



点検結果

- 亀の瀬地すべりでは、基準を超える地すべり性の地表・地中変位は認められていない。
- 現在稲葉山地区において対策工事を進めており平成30年度に抑制工（排土工）が完了。引き続き令和2年度から抑止工（鋼管杭工）に着手。
- 今後も亀の瀬狭窄部対策として、監視、調査、冠水時の道路管理者との連携等の適切な対策を推進。

指標

- ・ 資機材の備蓄
- ・ 啓発活動

実施方針

4.2.4 危機管理に関する事項

- (7) 資機材等の充実 (P4-25)、(9) 被災時の応急復旧 (P4-26)、(10) 水難事故の防止 (P4-26)、(11) 水質事故への対応 (P4-26)

応急復旧に必要な異形ブロックや土砂等や水質事故対応に必要な資機材の備蓄を行い、被災した場合には関係機関と連携して応急復旧等を行う。また、水難事故防止として、河川利用者自らが避難の判断ができるよう、啓発や情報提供等を実施する。

実施状況

< 資機材の保管 >

- ・ 被災時や水質事故発生時に迅速に対応できるよう管内に分散して資機材を保管し、必要に応じて関係機関に貸与できるようにしている。



< 水難事故防止活動 >

- ・ 自治体主催の防災訓練等に参加し、水難事故防止のために大和川の洪水等の情報提供を実施。
- ・ 水難事故発生危険性のある箇所看板を設置し、注意喚起を実施。



R2年度啓発活動取組状況

点検結果

- ・ 管内9箇所水防活動に必要な資機材を備蓄。
- ・ 自治体の防災訓練等の場や注意喚起看板等で啓発活動、情報提供を実施。

指標

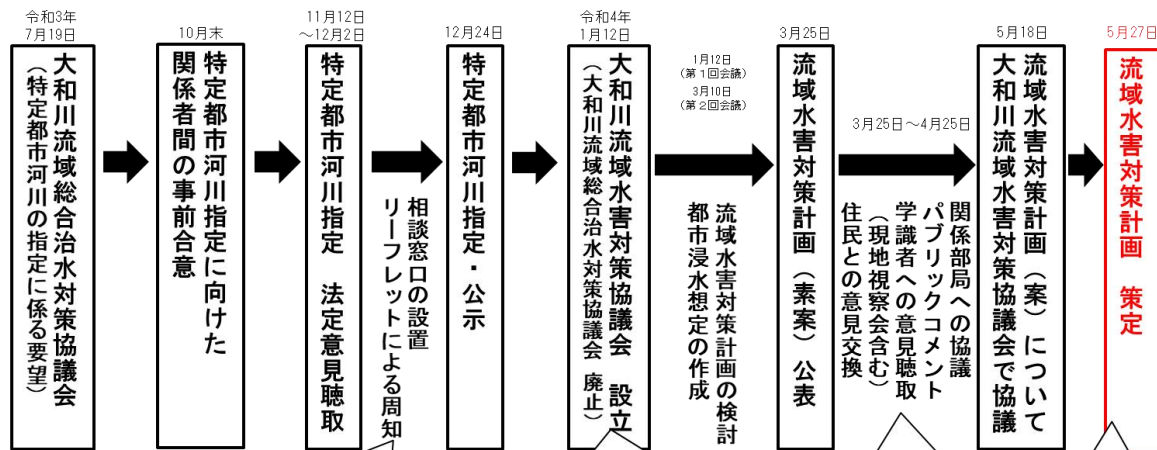
- ・大和川流域水害対策協議会の開催状況
- ・樋門の遠隔化状況

実施方針

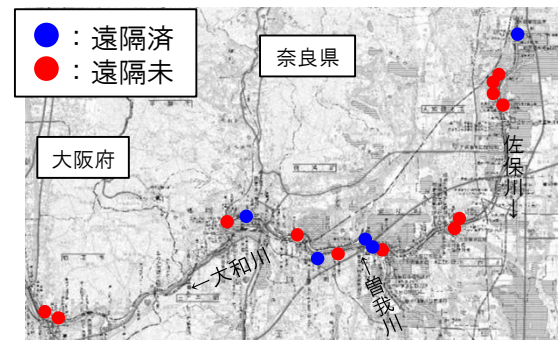
4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 (1) 量的整備 1) 総合治水対策 (P4-1)、4) 内水対策 (P4-10)
4. 2. 4 危機管理に関する事項
 (3) 内水被害軽減のための支援 (P4-23)

中上流部では、総合治水対策を進めており、流域対策の重点化、効率化の促進を図るため「大和川流域整備計画」の見直しを行い、総合治水対策の進捗と合わせて、地方公共団体と適切や役割分担のもと、内水による浸水の軽減、解消を支援する。

樋門・樋管等の最適な運用、洪水予測や遠隔操作の導入等による統合的・効率的な施設管理システムを整備し被害の最小化を図る。



＜樋門遠隔操作対応状況＞



大和川流域（奈良県）において、浸水被害対策の総合的な推進のため、特定都市河川浸水被害対策法の改正後、全国で初めて「流域水害対策計画」を策定 (R4. 5)

今後、「大和川流域水害対策計画」に基づき、遊水地等の河川整備の加速化や、流域内の貯留施設整備の支援及び推進、並びに水害リスクをふまえた土地の区域指定など、「流域治水」を本格的に実践。

■住民周知用リーフレット

■相談窓口の開設 (大和川河川事務所1号出張所内)

■大和川流域水害対策協議会の設立

【構成員】
 奈良県: 知事、国土部長、危機管理課長、水防課長、森林・環境整備部長、農水部の関係課長、県土木設計センター長、地域デザイン推進員
 流域内25市町村の長、下水道管理課長
 近畿地方整備局: 局長、建設部長、河川課長
 近畿地方環境事務所: 所長、奈良森林管理事務所 所長、奈良地方気象台長、奈良県防災士会理事長

【協議事項】
 ・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
 ・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

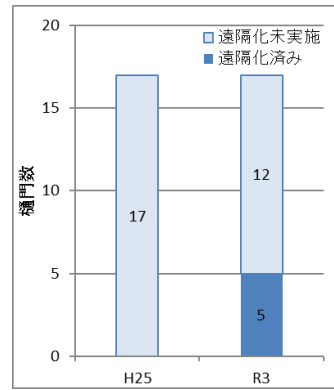
■大和川流域水害対策計画(素案)に対してパブリックコメント・住民意見交換会・学識経験者への意見聴取を実施

【住民意見交換会】

【現地視察会】

平城・生駒川の現場 保田蓮水地
 布留飛鳥園地 水田貯留地
 (田原本町で実施中の流域対策)

■大和川流域水害対策計画策定



点検結果

- ・大和川流域（奈良県域）の特定都市河川指定に伴い、令和4年1月に大和川流域総合治水対策協議会から、大和川流域水害対策協議会に移行し、あらゆる関係者と協働のもと、流域治水を推進。
- ・樋門の遠隔操作化は5基で実施済みであり、進捗は約30%

利水

<目標>

社会情勢に応じて変化する水需要を踏まえ、合理的な水利用を促進し、関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。(P3-9)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
17	慣行水利権	・ 許可水利権化への移行状況	P4-27

指標

許可水利権化への移行状況

実施方針

4.2.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 (P4-27)

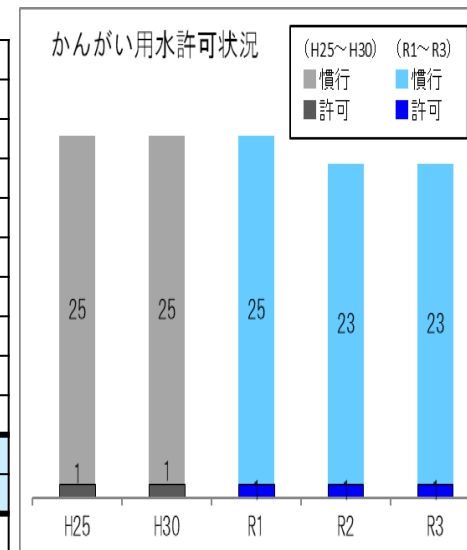
慣行水利権は、許可水利権に比べ、その権利内容が必ずしも明確でなく、より適正な低水管理（取水量の見直しや取水実態把握）のため、利水者の協力を得ながら許可水利権化を進めていくものとする。

実施状況

- ・大和川の国管理区間の水利用としては、水道 5件、工業用水 1件、許可のかんがい用水 1件、慣行水利権のかんがい用水 23件の合計 30件である。
- ・慣行水利権のかんがい用水の許可水利権化は、許可工作物の点検の立会の際に必要性を説明し理解を求めたが、まだ移行には至っていない状況にあり、今後も継続。

水利権数及び水利権量（令和3年3月31日現在）

水利用目的	件数		取水量 (m ³ /s)		水利使用者	河川名	水利権量	取水方式	備考
上水道	5	16.7%	0.893	49.6%	羽曳野市	石川	0.150	集水暗渠	
						石川	0.0085	集水暗渠	
	河内長野市					石川	0.053	ポンプ取水	
						石見川	0.028	ポンプ取水	
						石川	0.254	堰上取水	滝畑ダム
	富田林市	石川	0.254	堰上取水	滝畑ダム				
	天理市	布留川	0.116	堰上取水	天理ダム				
	桜井市	大和川	0.029	堰上取水	初瀬ダム				
工業用水	1	3.3%	0.042	2.3%					
かんがい用水（許可）	1	3.3%	0.864	48.0%					
かんがい用水（慣行）	23	76.7%							
計	30	100.0%	1.799	100.0%					



点検結果

- ・かんがい用水の許可水利権化は、許可工作物の点検に合わせて説明し理解を求めたが、まだ移行には至っていない状況にあり、今後も継続。

空間適正利用

<目標>

不法占用やごみの不法投棄のない快適な河川利用を実現するため、河川美化等の啓発活動を実施する。(P3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
18	河川空間の適正な利用	<ul style="list-style-type: none">・ 不法占用箇所数・ 迷惑行為への取組箇所数・ ホームレスの確認数	P4-27 P4-28
19	河川美化	<ul style="list-style-type: none">・ 大和川一斉清掃の参加者数及び回収したゴミの量・ 不法投棄の件数	P4-28

指標

- ・ 不法占用箇所数
- ・ 迷惑行為への取組箇所数
- ・ ホームレスの確認数

実施方針

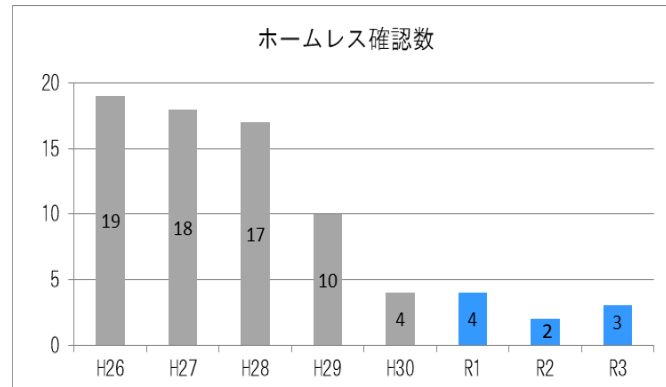
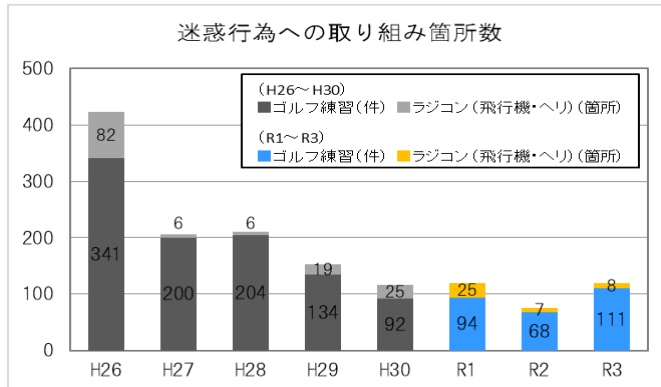
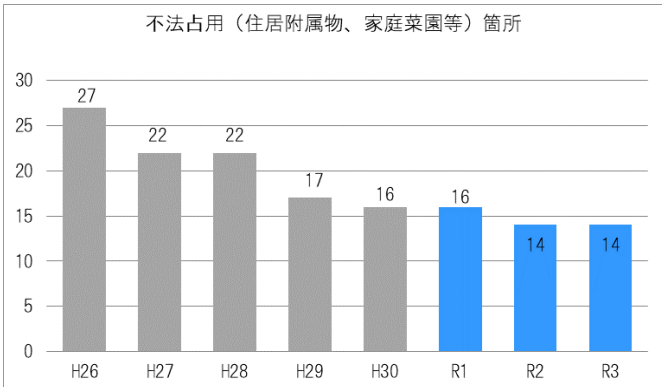
4.2.7 河川空間の適正な利用と保全

(1) 違法行為の是正 (P4-27)、(2) 河川環境を損なう利用の是正 (P4-28)

河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為やゴルフ、ラジコン等の迷惑行為の是正に努めるとともに、地方公共団体福祉部局等と連携し、ホームレスの自立支援に向けた対応を行う。

実施状況

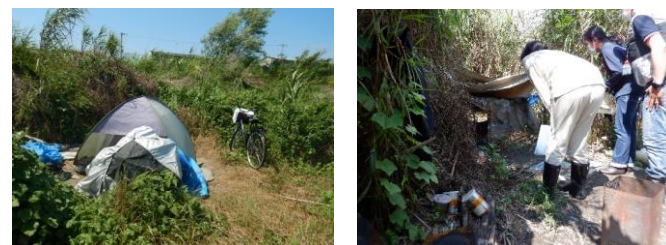
- ・ 不法占用には、行為者と接触し法律に反する行為であることを理解させ、是正を指導。
- ・ 迷惑行為には、日々の巡視にて迷惑行為を止めるよう指導。
- ・ ホームレスには対話を繰り返し、河川外への退去の指導を行うとともに、新たな生活に移行できるよう福祉部局と連携。



不法占用箇所の是正（平成30年度）



啓発看板の新設



定期的な巡回

注意喚起ビラの配布

点検結果

- ・ 不法占用箇所は、令和3年度は14箇所と横ばい。
- ・ 迷惑行為については、令和3年度はゴルフ練習件数が増加し、119件。
- ・ ホームレスの確認数は、令和3年度は3件。平成29年度の10件と比較すると大幅に減少。

指標

- ・大和川一斉清掃の参加者数及び回収したゴミの量
- ・不法投棄の件数

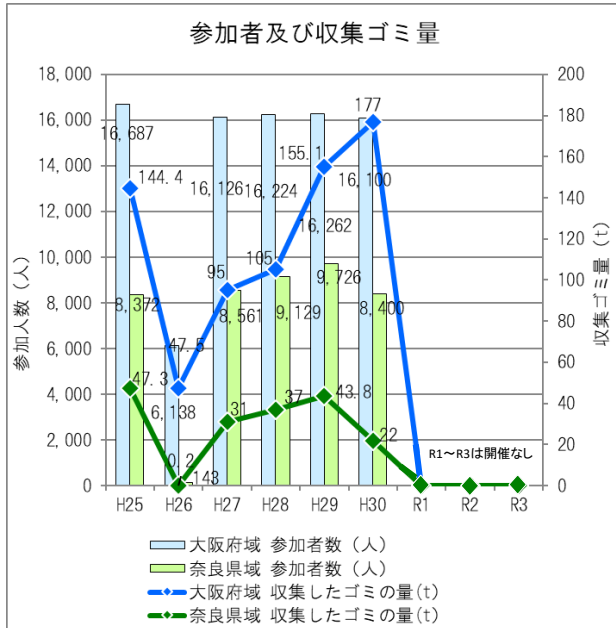
実施方針

- 4.2.7 河川空間の適正な利用と保全
 (2) 河川環境を損なう利用の是正
 3) 河川美化 (P4-28)

沿川住民、NPO、学校、民間企業、関係機関、関連地方公共団体と連携を図り、大和川流域の河川の一斉清掃活動や環境学習等を通じて地域住民の意識を高め、ごみのないきれいな水辺空間の実現に努める。
 また、大型ごみ等の不法投棄等、悪質な行為に対しては、河川巡視による監視を行うとともに、関係機関との連携を図り適切な対応を行う。

実施状況

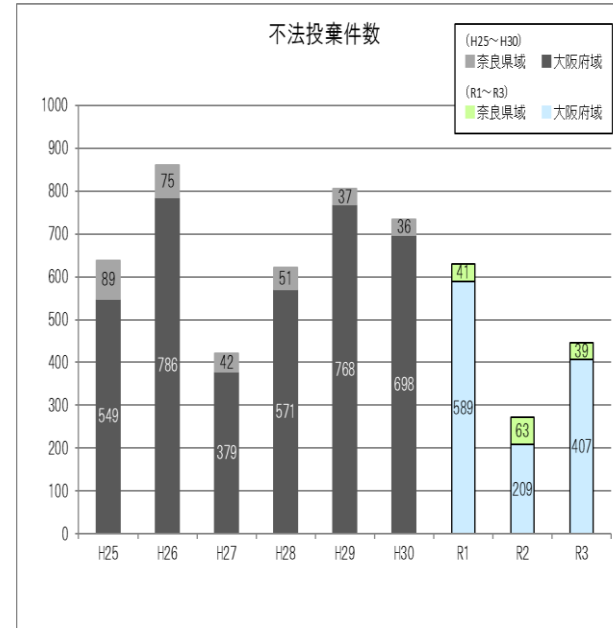
クリーンデー等、年間を通じて美化・清掃活動を行っており、平成9年からは毎年3月第1日曜日に大阪府域では「大和川・石川クリーン作戦」、奈良県域では「大和川一斉清掃」という名称で、流域一斉に美化・清掃活動を実施。



清掃活動の様子
(田原本町付近) H31. 3. 3



大阪府域メイン会場
(堺市) H31. 3. 3



不法投棄の状況

点検結果

- ・年に1回、流域一斉に美化・清掃活動を実施しており、R1~R3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。なお、H30年度は約24,000人程度の参加があり、200t程度のゴミを収集。
- ・不法投棄件数は、減少傾向。
- ・今後も引き続き、適正な維持管理のため、河川美化活動における住民との協働体制の強化を図る。

地域連携

<目標>

治水・利水・環境等の諸課題について流域一体の課題として、市民・学識経験者・企業・関係機関等の流域全体の理解と協力の下で対応を進めるため、より一層の連携に努める。(P3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
20	河川に関する学習	<ul style="list-style-type: none">・ 出前講座の実施回数、内容・ 水生生物調査の参加者数	P4-25 P4-31
21	サイトミュージアム構想	<ul style="list-style-type: none">・ 亀の瀬地すべり見学者数・ 河川利用団体数	P4-18 P4-32

指標

- ・ 出前講座の実施回数、内容
- ・ 水生生物調査の参加者数

実施方針

- 4.2.4 危機管理に関する事項
 - (6) 住民による自主避難や地方公共団体による避難誘導の支援 (P4-25)
- 4.3.2 地域との連携
 - (1) 河川に関する学習 (P4-31)

地方公共団体や学校、地域住民等の関係機関等と連携し、「水辺の楽校」を活用するとともに、適切な資料の提供等に努め、河川の学習の活発化を図る。また、住民協働の水生生物調査や治水・利水・環境・防災教育への支援として出前講座 (CDST) 等に取り組む。

実施状況

＜河川学習等の支援状況＞

- ・ 大和川水系の歴史、治水、環境や生物等について理解を深めてもらうため、出前講座を実施。

年度	小学校数
平成26年度	9 校
平成27年度	8 校
平成28年度	8 校
平成29年度	12 校
平成30年度	6 校
令和元年度	7 校
令和2年度	7 校
令和3年度	11 校
合計	68校

出前講座を実施した小学校数



しょうゆをたらした水や大和川の水等のうち、何が1番汚いかをパックテストで確認

青枠：R1～R3年度の確認結果



出前講座の実施状況

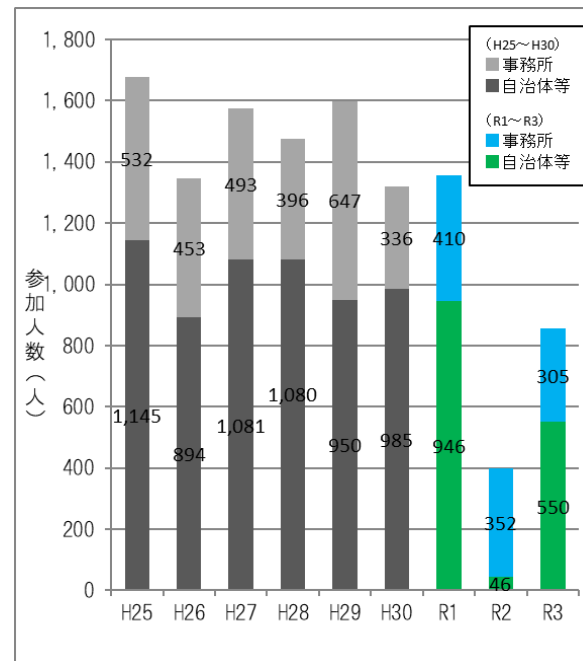


受講後の主な意見

- ・ クイズや実験でより分かりやすく、楽しく学べました。
- ・ 大和川について、知らなかった事がいっぱい聞けてよかったです。
- ・ 自分も出来るだけゴミを増やさないように気をつけようと思います。等

＜水生生物調査参加者数＞

- ・ 小学生等参加の水生生物調査を「水辺の楽校」や「河内橋地点」等の場所で実施。



水生生物調査の状況

点検結果

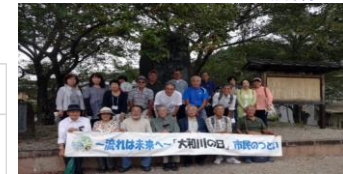
- ・ 出前講座は、流域関連市町村の小学校において、令和元年度から令和3年度で25校で実施した。また、大和川水系への理解を深めて頂くため、今後も継続的に出前講座を行っていく。
- ・ 水生生物調査には、毎年1,000名以上の方に参加頂いているが、令和2年度はコロナ渦による自粛により参加者数が伸び悩んだ。しかし、令和3年度には参加者数が増加している。

指標

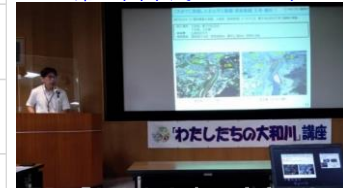
- ・ 亀の瀬地すべり見学者数
- ・ 河川利用団体数



R1. アクアフレンズ (出前講座)



R2. 大和川市民ネットワーク (～流れは未来～ “大和川の日” 第13回市民のつどい)



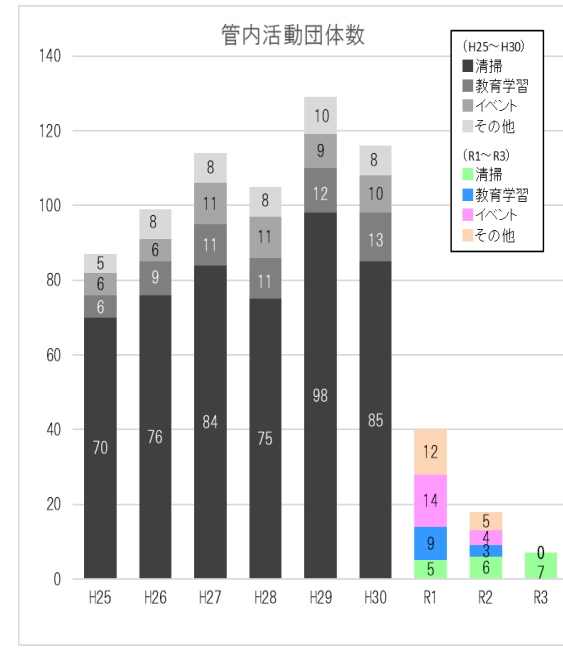
R2. 「わたしたちの大和川」講座 in 奈良



R1. 大和川水辺の楽校協議会 (水辺の楽校祭り)

<河川利用団体>

- ・ 河川協力団体による教育学習をはじめ、清掃活動、河川敷でのイベント等で多くの団体が大和川を利用



※R1～R3は大和川一斉清掃が感染症拡大防止措置により中止

河川協力団体活動状況

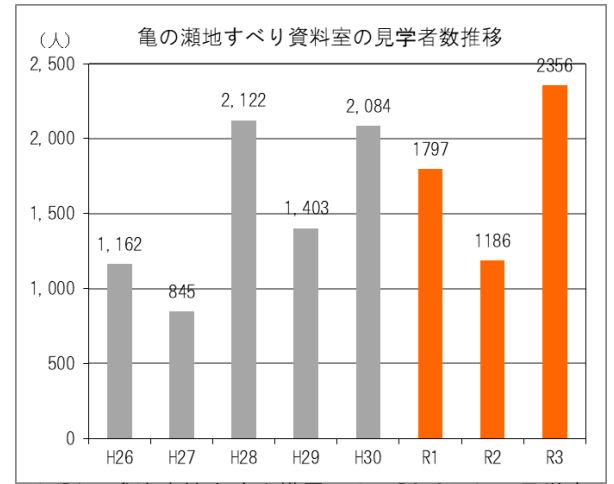
実施方針

- 4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
 - (5) 河川空間利用の推進 (P4-18)
- 4.3.2 地域との連携
 - (2) サイトミュージアム構想 (P4-32)

実施状況

<亀の瀬地すべり箇所見学者>

- ・ 令和元年11月の「土木の日」には188名が参加 (令和2年度はコロナ対策のため開催中止)、令和3年11月の「土木の日」には約200名が参加。
- ・ その他の日にも、希望があれば見学会を実施しているが、令和2年度は緊急事態宣言等の影響により一時見学申込み受付を見合わせた。
- ・ 令和2年6月に亀の瀬を含む周辺地域が「日本遺産」に認定。



※R1：感染症拡大防止措置によりR2、3からの見学案内を中止
R2：緊急事態宣言等により一時見学案内を中止



点検結果

- ・ 亀の瀬地すべり資料室には年間1,800人前後 (令和元年度～3年度の平均値) の来訪者があり、令和3年度は、約2,356名の見学者が訪れている。令和2年に日本遺産の登録を受けており今後も更なる来訪者の増加が期待される。
- ・ 河川協力団体をはじめ、例年は100程度の団体が清掃活動や教育学習の場として大和川を利用しているが、令和元年度～3年度は、感染症拡大防止措置によって一斉清掃の中止の影響等を受け、活動団体数が減少傾向となっている。